

ワーケーション受入推進強化業務委託仕様書

1 業務の名称

ワーケーション受入推進強化業務

2 業務の目的

全国で取組が広がるワーケーション受入について、県内での取組を促進するとともに、本県の特徴や強みを生かしたプロモーション活動を実施することにより、関係人口の創出・拡大を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

4 契約上限額

9, 223, 000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務内容

(1) ワーケーション受入の取組促進

① シンポジウム、研究会及び現地調査の実施

- ・令和3年10月に設立されたみやざきワーケーション推進協議会（以下「協議会」という。）の会員及びワーケーションに関心のある事業者等を対象に、ワーケーションの取組促進に資するシンポジウムを1回開催すること。また、協議会会員の内、ワーケーション実務者向けに研究会を2回開催すること。（※協議会の規約、会員名簿は別添のとおり）
- ・シンポジウム・研究会の実施に当たっては、有識者又は他県のワーケーション実務経験者等を少なくとも各2名ずつ招へいすること。また、来県した有識者又はワーケーション実務経験者には、当該シンポジウム・研究会開催の前後等でワーケーションに取り組む市町村の現地調査（2泊3日を想定）を行い、現地の実務者等に助言等を行ってもらうこと。

※シンポジウム及び研究会の具体的な開催内容について企画提案すること。

※シンポジウム・研究会の開催場所は、県において県庁内会議室等を確保するため会場費は不要とする。

※シンポジウム及び研究会の開催は、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえ、オンライン開催やオンラインとの組み合わせで開催する場合もあり得ることに留意すること。

② SNS等を活用した本県ワーケーションのPR

- ・本県におけるワーケーションの魅力について、15秒程度の動画を制作し、都市圏のテレワーク実施者やワーケーションに関心のある層向けにSNSを活用した効果的な

PRを実施すること。また、企業向けの専門誌等を活用した広告も併せて実施すること。

※具体的なターゲットへのアプローチ方法、広告方法、期間について企画提案すること。

(2)企業版関係人口拡大プロモーション

・地域と継続的なつながりを求める都市圏の企業と県内市町村とをマッチングし、以下の点に留意した上で、ワーケーションを企画・実施すること。

- ① 都市圏の企業とは、首都圏、近畿圏、福岡県に事業所を有し、SDGs・CSRや地域課題解決などを目的として県内市町村とのつながりを求める企業であり、各地域から少なくとも5社以上、合計15社以上の企業に2泊3日を基本としたワーケーションを体験してもらうプランとすること。
- ② 企業からの来県者は、少なくとも合計30名以上とし、来県希望者が多数となった場合においては、参加者から旅費等の自己負担を求めて実施しても構わない。
- ③ ワケーションの企画については、地域のバランス等にも配慮し、県内各地域で展開させるため、1市町村に対し1プラン（2泊3日）とし、同プランの中でワーケーションを実施する企業数は2以下とすること。
- ④ ワケーションの企画に当たっては、事業の目的を踏まえ、行程の中に地域の関係者（市町村職員、観光・地域づくりの核となる人物）との意見交換の場を設けること。
- ⑤ 企業と市町村とのマッチングに当たっては、企業に対し、ワーケーションの目的や希望訪問地等を記したエントリーシート等を作成してもらい、地域との継続的なつながりを求める企業を選定すること。
- ⑥ ワケーションの企画に当たっては、事業の目的を踏まえ、行程の中に地域の関係者（市町村職員、観光・地域づくりの核となる人物）との意見交換の場を設けること。
- ⑦ マッチングプログラムの内容は、予め県と協議を行った上で決定すること。（この過程において県と市町村等とで調整を行う場合がある。）
- ⑧ ワケーションの実施後、参加者にヒアリングやアンケート調査を実施すること。ヒアリングやアンケート調査の項目は、課題が分析しやすいよう具体的な内容とすること。
- ⑨ ワケーション実施に当たっては、事前のPCR検査を行うなど感染対策を十分に講じた上で実施すること。

※企業への具体的なアプローチ方法、絞り込み方法、マッチング方法について、企画提案すること。

※企業選定の段階において、県の県外事務所を含め、本県でのワーケーション実践希望の企業

情報があれば、受託者にその情報を提供することもあり得る。

6 対象経費

- (1) 当仕様書に記載されている業務に係る経費
- (2) シンポジウム、研究会及び現地調査に係る有識者及びワーケーション実務経験者等の旅費及び謝金
- (3) ワーケーション企画・実施に係る経費（同行員及び参加者の旅費、施設等使用料、プログラム体験料、意見交換会費等）
- (4) 地域の関係者（地方公共団体職員は除く。）との意見交換に係る謝金等
- (5) PCR検査費用
- (6) その他必要とする経費（中山間・地域政策課と協議の上、認められるものに限る。）

7 対象外経費

次に掲げる経費は、委託料に含まないものとする。

- (1) シンポジウム・研究会の開催に係る会場費
- (2) 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

8 成果品等の提出

成果品等として、以下を提出すること。

- ・ 報告書は紙媒体2部及び電子媒体一枚（Word又はPowerPoint形式でCD-R等に保存）
- ・ 紙媒体の仕様は、A4版カラー（用紙は、グリーン購入法に適合したもの）とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、宮崎県中山間・地域政策課と協議の上、決定すること。
- (2) 本事業で得られた情報については、宮崎県中山間・地域政策課の許可なくして流用してはならない。
- (3) 事業内容の詳細については、企画提案により委託事業者が決定した後、県との協議により変更することがある。
- (4) 履行期限にかかわらず、事業実施後速やかに事業の概要について報告すること。
- (5) 企画提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者側の負担とする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況等により、実施できない事業が生じた場合には、既に発生した必要経費を除いて、委託料を減額する可能性がある。

みやざきワーケーション推進協議会規約

(設置目的)

第1条 県内におけるワーケーションの取組を推進していくため、みやざきワーケーション推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(取組)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

- (1) 会員間の交流・連携促進
- (2) 県内でのワーケーション取組に関する情報共有・意見交換
- (3) 先進事例や国の施策に関する情報共有
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な取組

(会員)

第3条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) ワーケーションに関係する事業者
 - (2) 県、市町村及び関係団体
- 2 協議会には、会長及び副会長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を総括し、代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(研究会の開催)

第5条 協議会においては、第1条の目的を達するため、各会員の具体的な取組について事例発表や意見交換を行う、研究会を開催する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年10月21日から施行する。

みやぎワーケーション推進協議会会員一覧

令和4年4月1日現在

	関係事業者		関係団体等		県・市町村
01	アオシマアパートメント	25	奥霧島温泉郷旅館組合	40	宮崎市
02	株式会社ATOMica	26	一般社団法人木城町ふるさと振興協会	41	都城市
03	ANAあきんど株式会社 宮崎支店	27	串間商工会議所	42	延岡市
04	ANA ホリデイ イン リゾート宮崎	28	西都商工会議所	43	日南市
05	株式会社キャスター	29	高鍋商工会議所	44	小林市
06	九州アイランドワークス株式会社	30	日南商工会議所	45	日向市
07	株式会社Qtnet 宮崎支店	31	日向商工会議所	46	串間市
08	小林まちづくり株式会社	32	公益財団法人宮崎県観光協会	47	西都市
09	株式会社JTB 宮崎支店	33	宮崎県ケーブルテレビ協議会	48	えびの市
10	スパークジャパン株式会社	34	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	49	三股町
11	株式会社ドコモCS九州 宮崎支店	35	宮崎県商工会連合会	50	高原町
12	西日本電信電話株式会社 宮崎支店	36	宮崎県中小企業団体中央会	51	国富町
13	日本航空株式会社 宮崎支店	37	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合	52	高鍋町
14	株式会社ニューウェルシティ宮崎	38	国立大学法人宮崎大学	53	西米良村
15	日之影町村おこし総合産業株式会社	39	公益社団法人宮崎市観光協会	54	木城町
16	フェニックス・シーガイア・リゾート			55	川南町
17	株式会社BRIDGE the gap			56	都農町
18	ホテル中山荘			57	門川町
19	ホテルメリージュ			58	諸塚村
20	合同会社ミスマス			59	椎葉村
21	宮交ホールディングス株式会社			60	美郷町
22	宮崎観光ホテル			61	高千穂町
23	宮崎空港ビル株式会社			62	日之影町
24	旅館小戸荘			63	五ヶ瀬町
				64	宮崎県

※関係事業者・関係団体等は五十音順等で記載しています。